

# 神奈川県県税条例施行規則の一部改正の概要

令和5年12月

税制企画課

## 1 改正の理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和6年度から森林環境税の課税が開始されること等に伴い、所要の改正を行った。

## 2 改正の内容

### (1) 森林環境税の徴取引継ぎ

地方税法の一部改正により、市町村から引継ぎを受けて徴収や滞納処分を行う対象に森林環境税が加えられたことから、関係規定の改正を行った。（第1条、第3条、第7条、第10条、別表第4、第60号様式から第61号様式の7まで及び第145号様式の4から第145号様式の10まで関係）

### (2) 市町村が行う個人の県民税及び森林環境税の報告様式等の整備

市町村が県に払い込むべき徴収金に森林環境税が加えられたこと等から、所要の改正を行った。（目次、第6条、第8条、第14条の2から第17条の2まで、第34条から第37条まで、附則28、別表第4、第53号様式、第54号様式、第57号様式から第58号様式の3まで及び第144号様式から第145号様式の3まで関係）

### (3) 条ずれ対応（別表第4）

## 3 施行期日

令和6年1月1日